

# 第17回国際公文書館会議 (ICA) ブリスベン大会について

国立公文書館統括公文書専門官室公文書専門員

中山 貴子 なかやま・たかこ

2012年8月20日から24日まで、ICA／オーストラリア政府／オーストラリア国立公文書館の主催により、オーストラリアのブリスベン・コンベンション・エキシビション・センターにおいて、第17回国際公文書館大会が開催された。ICA大会は4年に一度開催される、いわば「アーキビストのオリンピック」である。南半球で開催される初めての大会となった今回、95ヶ国から集まった1,000人以上のアーキビストにより、「変化の風—持続可能性、信頼、アイデンティティ— (A Climate of Change—Sustainability, Trust, Identity)」をテーマとした活発な議論が交わされた。日本からも約30人の公文書館関係者等が参加した。以下、期間中に行われた運営会合の様態と併せて報告する。

## 1. 専門プログラム

今大会の専門プログラムは、大ホールで行われる基調講演と小ホールで行われる分科会合わせて約130のセッションと、20余のワークショップで構成されている。分科会は大会のサブテーマである「持続可能性」「信頼」「アイデンティティ」のいずれかに基づいたものとなっており、発表者は350を超える応募の中から、内容の完成度や将来性、地理的・文化的バランス等を考慮して選ばれた。専門プログラムにおけるプレゼンテーションの一部は大会サイトから入手できる（英語・仏語のみ）<sup>1</sup>。

### 1.1 日本セッション

日本からは、当館が派遣した講師陣により、東日本大震災に対する日本政府及び当館を含むアー

カイブズ関係機関の取り組み、デジタルアーカイブ開発、公文書管理法制、地方公文書館や大学文書館の現状に関する計8本の発表が行われ、いずれも80名前後の聴衆を集めた。また大会期間中、若手アーキビストがセッションや関係者を取材し、ブログで速報する「フライング・リポーター」でも、これらのセッションが取り上げられ、日本に対する関心の高さが窺われた<sup>2</sup>。特に地方公文書館や大学文書館については、これまで国際会議の場で発表されたことが殆どないテーマであっただけに、関係者の反応も良く、同分野における今後のネットワーク拡大が期待される。

各セッションの内容については、前述の大会サイトの他、本号の特集ページに掲載されている発表原稿等を参照されたい。

### 1.2 基調講演

今大会では計5つの基調講演が行われた。その講演要旨は以下の通り。

#### 1.2.1 「ソーシャルメディアの世界におけるアーカイブズ」 David Ferriero (米国国立公文書記録管理院 (NARA) 院長)<sup>3</sup>

連邦政府機関やホワイトハウスが記録保存に新しいテクノロジーを導入する場合、既存の記録管理ルールと抵触しないように、助言を行うのもNARAの重要な役割の一つだ。従って、NARAは率先して新テクノロジーの実験・利用にあたらねばならない。今日ではソーシャルメディアがとりわけ重要で、ほぼすべての米国政府のウェブサイトがツイッターやフェイスブック等のソーシャルメディア機能を搭載している。そこでNARA

は2010年に指針を作成し、ウェブ2.0及びソーシャルメディアプラットフォームで作成されたコンテンツのうち、連邦記録となるものを明確化した<sup>4</sup>。

また、2011年冬には「市民アーキビスト・ダッシュボード」(The Citizen Archivist Dashboard)というサイトを立ち上げた。NARAが行うタグ付けや文字起こし等の様々なクラウドソーシング・プロジェクト共通の窓口として、ここから市民アーキビストにプロジェクト参加を呼びかけている<sup>5</sup>。あるプロジェクトでは、最初の2週間で1,000枚の文字起こしを達成した。連邦官報(Federal Register)も、2010年にウェブ2.0を導入して新聞のウェブサイトのようデザインにしたところ、アクセス数が飛躍的に伸びた。ソーシャルメディアを通じて、アーカイブズが新たな局面を迎えるのは明らかだ。

### 1.2.2 「デジタル・アーカイブズ、デジタル保存—現在と未来」

#### Michael Carden (オーストラリア国立公文書館)

オーストラリア国立公文書館(NAA)の積極的関与なしにはデジタル記録の保存は難しい—この認識の下、NAAでは2000年から信頼性のあるデジタル保存システムの研究を始め、Xena(Xml Electronic Normalising for Archives)とDPR(Digital Preservation Recorder)という二つのソフトウェアを開発した。いずれもオープンソースのソフトで、前者がデジタル記録を自動的に標準ベースの保存用ファイルフォーマットに変換するのに対し、後者はデジタル記録の長期保存ワークフローを管理する。NAAではこの二つを中心にしたデジタル記録保存用のソフトウェア・パッケージを開発し、無料で利用できるようにしている<sup>6</sup>。これらはデジタルアーカイブの性能モデルとして一定の成功を収めているものの、保存と管理を同時並行して進められないなど、課題も多い。現在、オペレーターの介入を要しない管理の完全自動化を研究中である。

#### Andrew Waugh (ビクトリア州立公文書館)

オーストラリアのビクトリア州では1995年にデジタル記録保存の取り組みを開始した。取り組みを進める上で重要なのが、包括的ビジョン設定である。ビクトリア州の場合、それは(1)紙資料とデジタル資料を同列に扱うこと、(2)コスト削減を目的としたコンテンツの標準化、(3)記録管理用メタデータの付与、(4)コンテンツとメタデータのカプセル化、(5)アクセス付与である。

OAIS参照モデルはデジタル資料を孤立させ、既存のシステム内に位置づけることができない。そこでビクトリア州はCenteraとDocumentumをシームレスに統合させたシステムを導入し、これにより紙とデジタルを区別することなく、資料情報を一括して管理できるようにした。これからの課題として、移管自体のコストを下げる努力が欠かせない。州政府機関に対し、システム移行を契機とした移管ないし廃棄を働きかけることも有効だ。

### 1.2.3 「ウィキリークス後の世界におけるグローバルな資源としての情報」 Dame Stella Rimington (作家、元英国情報局保安部(MI5)長官)

アーカイブとは、過去のみならず現在の国家、人間に関する記録のことであり、過去に興味のあるすべての人々のために整備されねばならない。MI5での仕事は情報にいかにか素早くアクセスするかが勝負だったが、その前提になるのが、知識ベースの検索手段整備と保存だ。これはアーキビストの仕事と通底する。

冷戦下では情報の機密性が極めて重要だったが、冷戦終結によって人権裁判が増えたのに伴い、機密情報と情報公開のバランスをどう取るかという課題が浮かび上がってきた。ウィキリークスによる米国の外交文書暴露の問題点は、機密情報を無差別に流出させたことにある。文書には、弱い立場の人々に関する情報も含まれており、情報流出により彼らの生命を危険にさらすことになってしまった。結果としてこのスキャンダルは、政府を秘密主義的にしてしまい、かえって機密保護の範囲を広げ、深度を深めた。今後はより多くの情

報がより複雑な方法で秘匿されることになるだろう。

個人的には現在の情報公開法を全面的に支持できない。例えば議事録を作成しないごく内輪の会合のような非公式情報まで対象にしてしまうからだ。ウィキリークスの事件を考えれば無理からぬ点もあるが、情報公開を促進するどころか、むしろ後退させているのは残念だ。

財政面でもアーカイブズをめぐる状況は厳しい。財源確保努力も必要不可欠だ。

#### 1.2.4 「真実、正義そして補償」 Baltasar Garzón Real (元スペイン全国管区裁判所判事〈テロリズム、組織犯罪等担当〉)

人間は合理的に考えることができる生物であり、尊厳の概念を有する、とはカントの言葉だが、この言葉を支持する人々が増えているようだ。正義を追求し、犠牲者の権利を保護する法的枠組の整備が世界中で進んでいる。

裁判は真実を明らかにするプロセスだ。なぜなら裁判の過程で明らかになった司法的真実の積み重ねが歴史的真相を導くからだ。また主観的真実は、たとえ犠牲者のものといえども、調査や記録による裏付けがなければ客観的真実としてはならない。真実が即ち正義なのだ。

通常正義に対して、移行的正義 (transitional justice) もある。移行的正義は、処罰よりも真実の発見を優先し、犠牲者に補償を行うための正義と言えるだろう。和解プロセスを進めるためには通常正義を放棄せねばならないこともある。例えば1976年から83年の軍政下のアルゼンチンでは、労働組合員を中心に3万人が行方不明になったといわれている。1986年成立の恩赦法により、この時期に行われた弾圧行為が訴追対象となることはなかったが、2005年にアルゼンチン議会において同法の無効が宣言されてからは、当時の政権トップが次々と訴追されている。

アーカイブズは人類の遺産であり、歴史的事実の集合体だ。人道に対する罪の文脈でいえば、諜報部門が管理する文書を中心に、機密書類が重要

であることは言うまでもないが、記述内容に一貫性のある国連等による報告書もまた重要だ。また、時にはしかるべき文書がアーカイブされていない事実をもって犯罪の証拠とすることもあつた。真実を支えるのがアーカイブズであり、正義や補償を行う上でアーカイブズが果たす役割は大きい。

#### 1.2.5 「情報とプライバシーの公民権」 John McMillan (オーストラリア情報コミッショナー)、Jennifer Stoddart (カナダ・プライバシー・コミッショナー)、Miriam Nisbet (米国国立公文書記録管理院政府情報サービス局長)

情報公開とプライバシー保護をテーマに、オーストラリア、カナダ、米国で同分野の陣頭指揮を執る三氏が国内法制を中心とした事例報告を行った。続くパネルディスカッションでは、特にプライバシー保護の観点から、データの匿名化処理(取得した情報から個体が識別できないようにすること)や匿名データ収集(個人を識別せずにデータを収集すること)技術開発の必要性が議論された。また、データ分析技術の向上を背景とした、情報公開すべきデータセット見直しの必要性も論じられ、アーキビストこそ見直し作業に関与すべきとの指摘がなされた。

### 1.3 修復ワークショップ

8月24日、ブリスベン郊外にあるクイーンズランド州立公文書館を会場として、ワークショップ「日本の修復」が開催された。オーストラリア国内の公文書館関係者を中心に、香港やチュニジア、パプアニューギニアといった多彩な顔ぶれで、午前の部と午後の部合わせて25名の参加者があつた。

ワークショップは、昭和女子大学の増田勝彦教授による講演「日本における修復技術の変遷」(30分)と実習(100分)、質疑応答(30分)という構成で行われた。実習は和紙や刷毛、生麩糊等の道具の説明に始まり、当館職員の指導の下、虫喰いの繕い、裏打ち、四つ目綴じといった日本の伝統的な修復技法を参加者に体験してもらい、最後に

当館職員が被災した紙資料への対処法を実演した。質疑応答では、修復作業に関する具体的な質問の他、資料保存の重要性を周囲に認知させるための方策を尋ねる参加者もいた。また、実習で紹介された修復手順をまとめた当館作成の冊子が、事後の参考用として参加者に配付された。

## 2. 国立公文書館長フォーラム (FAN)

2013年に、これまで大会のない年に開催してきた円卓会議から年次会合 (Annual Conference) 制度に移行するのに伴い、ICA の原点に戻る試みとして2011年から導入された FAN (Forum des archivistes nationaux)。各国の国立公文書館に共通する運営上の優先事項について、協力して取り組むことを目的に掲げている。第2回会合となった今回は、(1)「開かれた政府」、(2)デジタル情報資源の評価、(3)電子情報保存施設、(4)未出版資料の記述標準、(5)スキルと能力の5つをテーマに、約30ヶ国の国立公文書館長が討議を行った。

### 2.1 「開かれた政府」(Open Government Update)

まず Soungallo Ouattara ブルキナファソ公務・国家改革大臣が、西アフリカで最も文書管理改革が進んだ例として、同国における取り組みについて報告した。

続いて、カナダ国立図書館公文書館から、今年5月に各国の国立公文書館長を対象に行われた「開かれた政府」のための取り組みに関するアンケートの結果が発表され、ICA としての積極的な関与や、各国で取り組みを進めるための ICA によるガイドライン作成が求められていること等が明らかになった。

また、David Ferriero 米国国立公文書記録管理院長が同院における「開かれた政府」のための取り組みの進捗状況を報告した。2011年11月発表の「政府の記録管理に関する大統領覚書」<sup>7</sup>を補完するため、連邦行政機関に対し、記録管理のデジタル化と記録管理法制の更なる遵守を求める覚書を近々発表するという<sup>8</sup>。ここには官民共同の技術

開発も含め、電子政府化を進めるための具体的スケジュールが示されている。この他、Anne Thurston 氏 (インターナショナル・レコード・マネジメント・トラスト) が「開かれた政府」イニシアチブの広報ビデオを上映し、それぞれの国内での周知を呼びかけた。

### 2.2 デジタル情報資源の評価 (Modern Appraisals for Digital Information Resources)

Martin Berendse オランダ国立公文書館長・ICA 会長が「デジタル情報資源の現代的評価法」と題し、オランダの評価選別戦略について報告した。「下流から上流へ」をコンセプトに、移管されるのを待つのではなく、作成された段階から政府の文書管理にコミットできるように法整備を進めているという。オランダでは2016年1月1日までに全記録を完全デジタル化することとしているが、氏は、他省庁に対する動機付けを行う上で、絶対的な期限を設けることが有効だと指摘した。

### 2.3 電子情報保存施設 (Trust Digital Repositories)

Asbjorn Hellum デンマーク国立公文書館長が、デンマークの国立公文書館、王立図書館、国立・大学図書館のデジタル遺産を保存するソリューションとして構築された「デンマーク国家ビット・レポジトリ」を、Greg Goulding ニュージーランド国立公文書館長が同国の「政府デジタルアーカイブ計画」をそれぞれ紹介した。いずれも国立公文書館がイニシアチブをとったプロジェクト。

### 2.4 未出版資料の記述標準 (Description Standards for Unpublished Material)

David Fricker オーストラリア国立公文書館長が未出版資料の記述に関する研究例として、同館が手がけるクラウドソーシング・プロジェクト「デスティネーション・オーストラリア」を紹介した。これは移民省や内務省が撮影した2万を超える戦後移民の写真をウェブ上に公開し、会員登

録した人々（非アーキビストを含む）に記述や地理上の確定を行ってもらおうというもの。非アーキビストによる記述をいかにしてアーカイビングするかが課題とのことであった。

## 2.5 スキルと能力 (Skills and Competencies)

当館の高山正也館長が「スキルと能力—デジタル環境における評価選別—：日本におけるレコードスケジュール導入の経験から」と題し、当館で行っている評価選別プロセス及び行政機関職員に対する研修を紹介し、移管業務担当者に求められる資質について見解を述べた。会場からは日本の移管業務プロセスに関する質問が寄せられた。

この他、ICAの憲章改正や会員獲得戦略、今後のFANの構成等についても議論が交わされた。

## 3. 国際アーカイブズ開発基金 (FIDA) 理事会

FIDAは開発途上国におけるアーカイブズ関連プロジェクトを助成する基金である。今理事会では、7月までに応募された14のプロジェクトのうち、予備審査を通過した6件について協議を行った。各地域における現状調査の必要から、最終的な交付先の決定は次回以降への持ち越しとなった。今回のFIDA理事会の詳細については、p.49～54を参照されたい。

## 4. 年次総会 (AGM)

### 4.1 新ICA憲章採択

大会最終日に開催されたAGMでは、新しいICA憲章案の討議に多くの時間が費やされた。今回の憲章の全面改正の背景には、1948年の採択以来、度重なる改正によって憲章が長大化し、柔軟な対応が難しくなってきたことへの反省がある。そこで新憲章では組織にとって基本的な原則のみを規定し、詳細については改正要件の緩やかな内部規則で定めることとなった。

新憲章案最大の争点となったのは、ICA地域支部に係る第16条であった。同条案は、地域支部

会員となるためには、まずICA会員にならないと明示的に定めている。しかし実際には経済的理由から、地域支部にのみ加盟している会員も少なくない。そういった会員を多く抱えるカリブ地域支部からは、B・C会員についてはICAに加盟せずとも地域支部に加盟できるとする修正案が提出されたが、投票の結果110対49で否決された。

こうした討議を経て、新憲章案は全文が承認され、発効した。新憲章では、まずこれまでA会員（連邦／国立公文書館等）とB会員（専門職団体・教育機関等）のみに認められていたAGMでの投票権がC会員（地方公文書館・国際機関等）にも拡大され、ICAの機関会員すべてが投票権を有することになった。同時に、分担金額の高いA会員とB・C会員間のバランスを取るため、AGMに加重投票制を導入し、具体的な投票比率は内部規則で規定することとした。また、D会員（個人）については、新憲章下でも投票権は認められていないものの、新たにAGMにおける発言権が与えられることとなった。

この他、管理運営委員会（MCOM）の廃止、監査委員会（ACOM）の評価委員会への改組、プログラム委員会（PCOM）の権限強化等、ICAの組織編制が大きく変わることとなった。

### 4.2 2013—16年ICA分担金案

現在ICA予算の80%はA会員の分担金によるものであり、その内50%はトップ10と呼ばれる国々が拠出している。ICAはA会員間の分担金格差縮小と透明性のある分担金制度を目指し、昨年度から改定作業を重ねてきた。今回承認された分担金案は、A会員については、各国を経済指標（GNI p.c.）で4段階、人口規模で8段階に分類した計算式に基づき、引き上げ幅最大20%、引き下げ幅最大30%で調整している。B会員については変更なし、C会員については一律年200ユーロに増額される。

### 4.3 今後の年次会合及び大会

昨年スペインのトレドで開催された第43回国際公文書館円卓会議（CITRA）において、参加資格がA・B会員に限定されたCITRAが廃され、代わってすべてのICA会員が参加できる年次会合が2013年から導入されることになった。その記念すべき第1回会合の開催地に内定していたブラジルのリオデジャネイロから、財政難を理由とした開催撤回の申し出があった。現在ICA事務局では他の候補地を選定中である。一方で、2014年の年次会合開催候補地として、スペインのジローナがプレゼンテーションを行った。また、韓国ソウルで開催される次の大会は、2016年9月に「アーカイブズ、調和、友情」をテーマとすることが発表された。

AGMではこの他、2012年のICA各部署の活動報告、2011年度外部監査報告、2013年度予算案、

「アーカイブズへのアクセスに関する原則」、ICAフェロー人事等を承認した。

## 5. おわりに

クラウドソーシング、Web 2.0、市民アーキビスト—これらは今後間違いなくアーカイブズ界の中心的キーワードになる、そう実感した大会であった。アメリカやオーストラリアにおけるプロジェクト事例は社会の潜在的パワーを示すものであると共に、そこにはアーカイブズという知的資源が社会に還元されるべきとの哲学が垣間見える。我が日本でも見習いたいとの思いを強くした。

次期大会は2016年に韓国ソウルで開催される。来年には韓国大会プログラム委員会が立ち上げられ、日本からも委員が派遣される予定だ。日本のアーカイブズ関係者からの積極的な提案を期待したい。

<sup>1</sup> International Council on Archives. “Speaker Full Papers & Abstracts.” <http://www.ica2012.com/program/full-papers.php>（アクセス：2012年10月17日）

<sup>2</sup> Flying Reporters. “Flying reporters @ ICA 2012 Brisbane, Australia.” <http://flyingreporters.ica.org/brisbane2012/>（アクセス：2012年10月17日）

<sup>3</sup> フェリエロ院長の講演原稿全文は下記のサイトで入手できる。National Archives and Records Authority. “National Archives and Social Media.” [http://blogs.archives.gov/aotus/wp-content/uploads/2012/08/BRISBANE\\_address.pdf](http://blogs.archives.gov/aotus/wp-content/uploads/2012/08/BRISBANE_address.pdf)（アクセス：2012年10月17日）

<sup>4</sup> National Archives and Records Authority. “NARA Bulletin 2011-02.” <http://www.archives.gov/records-mgmt/bulletins/2011/2011-02.html>（アクセス：2012年10月17日）

<sup>5</sup> National Archives and Records Authority. “Citizen Archivist Dashboard.” <http://www.archives.gov/citizen-archivist/>（アクセス：2012年10月17日）

<sup>6</sup> “Digital Preservation Software Platform.” <http://dpsp.sourceforge.net/>（アクセス：2012年10月17日）

<sup>7</sup> Office of the Press Secretary, the White House. “Presidential Memorandum -- Managing Government Records.” <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/11/28/presidential-memorandum-managing-government-records>（アクセス：2012年10月17日）

<sup>8</sup> Executive Office of the President and the National Records and Archives Administration. “Managing Government Records Directive.” <http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/memoranda/2012/m-12-18.pdf>（アクセス：2012年10月17日）

